

埼玉県教育環境整備基金 に御寄附いただいた場合、

ふるさと納税制度

を御利用いただけます！

ふるさと納税とは

自治体への「寄附」のことです。

寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の限度額まで、個人住民税と所得税について税の軽減を受けることができます。

ポイント

1 生まれ故郷でなくてもOK！

埼玉県出身でない方、埼玉県外にお住いの方もご利用いただけます。

2 実質2千円の負担で寄附ができます！

※控除される金額には、収入や家族構成等に応じて、一定の上限があります。

お手続き

御寄附をいただいた翌年の3月15日までに、**税務署で確定申告**を行ってください。

※一定の要件を満たした場合、確定申告が不要になる場合があります。
(裏面 「ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用」をご参照ください。)

御不明点は

埼玉県教育局財務課 048-830-6646へ
お問い合わせください。

詳細は裏面にも記載しています。御参照ください。



ご寄附の流れ

手順 1

寄附を行う

- お申し込み
(クレジットカード・ペイジーも利用できます。)
- 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)で御入金・領収書の受取

【紙での手続き】

- ・寄附申込書兼領収書に必要事項を記載ください。
 - ※寄附申込書兼領収書がお手元にはない場合は、郵送させていただきます。お手数ですが、教育局財務課(電話:048-830-6646または、メール:a6630-03@pref.saitama.lg.jp)にお問合せください。
 - ・金融機関(ゆうちょ銀行を除く)で寄附手続きをいただきますと、金融機関の領収印が押された領収書が返却されます。
 - ・領収書は税金の控除を受ける際に必要となりますので大切に保管してください。
- #### 【ペイジー・クレジットカードでの手続き】
- ・リーフレット裏面のコード等から、該当ホームページにアクセスし、申込をしてください。
 - ・納付いただいた後、埼玉県から寄附金受領証明書を郵送いたします。

手順 2

控除の手続き

- 確定申告又はワンストップ特例申請
- 所得税・翌年度の住民税から控除



税金の控除を受けるには以下の2つの方法がございます。

①確定申告

- ・ふるさと納税を行った翌年の3月15日までに、住所地の所轄の税務署に確定申告を行ってください。
- ・確定申告を行う際には、寄附を証明する書類(領収書又は証明書)を添付してください。
- ・確定申告のお手続については税務署にお問い合わせください。

②ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用

以下の条件を満たす場合に、確定申告が不要になる制度です。

条件

- ・確定申告の不要な給与所得者等であること。
- ・ふるさと納税先の自治体数が5団体以内であること。

手続き

- ・寄附後にこちらからお電話にて特例制度の御利用の有無について伺い、申請書を送付させていただきます。
- ・申請書にご記入後、ふるさと納税を行った年の12月31日までに教育局財務課宛に申請書をご提出ください。

※ワンストップ特例制度の適用条件に該当しなくなった場合は、確定申告を行う必要があります。

※ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの控除は発生せず、ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う住民税の減額という形で控除が行われます。

各種お問合せ先

教育環境整備基金全般に関すること : 埼玉県教育局財務課 048-830-6646

ふるさと納税に関すること : 埼玉県税務課 048-830-2644

控除額に関すること : お住いの市町村役場にお問合せ下さい。